



靈感商法や開運商法に注意！！

《相談事例》

①開運グッズを購入すると、後日その業者から連絡があり、「悪い霊が付いている。」と言われ、祈とうサービスや関連商品の購入を勧められた。

②知人から「あなたの病気が心配だ。」と言われ、連れて行かれた先で「除霊」され、入会金を求められた。

《ポイント》

開運グッズの購入きっかけに関連商品の契約をさせられるトラブルがあります。

怪しいと思った時は誰かに相談しましょう。

困った時には、消費生活センターへご相談ください。



日向地区広域消費生活センター

TEL 0982-55-9111

困った時にはすぐ相談！！！！